

# 「NECグループ AIと人権に関するポリシー」とその実践に向けた取り組み

鮫島 滋 澤近 俊輔 山田 徹

## 要旨

AI（人工知能）の研究開発や利活用は、人々の生活を豊かにする反面、その使い方によってはプライバシー侵害をはじめとした人権課題を生み出すおそれがあります。このような課題に関しては、政府、学会、企業などにおいても活発な議論が行われており、立法化や指針（ガイドラインなど）の制定が急速に進められています。本稿では、NECが2019年4月に策定した「NECグループ AIと人権に関するポリシー」（以下、「AIと人権に関するポリシー」）の内容や策定の背景に加え、その実践に向けた取り組みを紹介します。



AI（人工知能）／生体認証技術／パーソナルデータの利活用／人権／プライバシー／倫理／社会受容性／適正利用

## 1. はじめに

AI技術の進展により、さまざまな社会課題の解決が見込まれています。例えば、ローン審査でAIを活用することにより、審査時間の大幅な短縮が可能となり<sup>1)</sup>、また従来の審査では与信を受けられなかった個人事業主などが与信を受けられるようになっていわれています。一方で、技術の進展に伴い新たな課題も生じています。最近でも、人事採用において、大手通販会社が履歴書の審査に使用していたAIシステムが、特定の職種で女性の評価を低く評価していたことが話題となりました。

本稿では、第2章においてこのようなAIの課題に触れ、第3章において関連する法規制や政府、学会などによる指針、企業における自主的な取り組みを確認し、第4章において「AIと人権に関するポリシー」とNECの取り組みを紹介します。

## 2. AIの課題

AIの課題として、内閣府の「人工知能と人間社会に関する懇談会」報告書（2017年）<sup>2)</sup>では、6個の論点を挙げています。倫理、法、経済、教育、社会及び研究開発です。

このなかで特に重要と考えられるのが、人権概念を含む倫理的な課題です。ここで言う倫理は、いわゆる道徳などとは異なり、「人間性の保持やプライバシーの保護、平等、安全性の確保などといった人類が長い歴史のなかで営々と築き上げてきた大事な価値観」を指すと言われています<sup>3)</sup>。具体的な課題の例として、慶應義塾大学法科大学院の山本龍彦教授は、伝統的に存在してきた差別やバイアスを反映したデータ・セットをAIが学習することで、これらがアルゴリズムのなかに承継されてしまうこと（バイアスの承継問題）や、バイアスを含む不公正なプロファイリングによって信用スコアなどを低く見積られても、アルゴリズムのブラックボックス化によりバイアスの存在が不可視

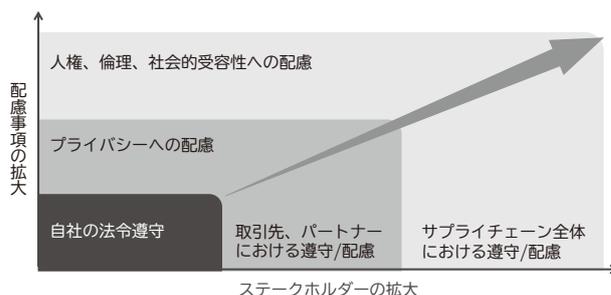


図1 企業に求められる対応は拡大している

化し、その評価を覆すことが極めて困難になる問題（バーチャルスラム問題）などを挙げています<sup>4)</sup>。前述の大手通販会社の事例は、バイアスの承継問題の一例と言えます。

このような課題を解決するためには、法令遵守にとどまらず、プライバシーや人権、倫理、社会受容性への配慮が求められます。また、AIを開発、提供する企業だけが課題解決の検討を行えばよいのではなく、AIを利用しサービスを提供する個人や団体などサプライチェーン全体を通じてAIの課題を正確に理解し、対応することが求められます（図1）。

### 3. AIに関する法規制、指針と企業の取り組み

#### 3.1 法規制

近時、個人情報、プライバシー保護の観点から、急速に立法化が進められています。例えば、2018年5月に適用が開始されたEU一般データ保護規則（GDPR）では、プロファイリングに異議を述べる権利（第21条1項）や差別的決定の原則禁止（第22条1項）などが明文化されています。また、2020年1月に施行予定の米国カリフォルニア州消費者プライバシー法（CCPA）では、プロファイリングにより推測された情報も個人情報として保護の対象となることや商品・サービスの提供にかかる消費者の差別的な取り扱いを禁止しています。

#### 3.2 政府、学会などの指針（ガイドラインなど）

また、さまざまな国の政府機関、学会、団体などがAIと倫理に関する指針を公表しています。例えば、EUのHigh-Level Expert Group on AIによる「Ethics Guidelines for Trustworthy AI」やOECDの「OECD Principles on Artificial Intelligence」、IEEEの「Ethically Aligned Design」などがあります。日本では、2019年3月に内閣府が「人間中心のAI社会原則」を、同8月には総務省が「AI利活用ガイドライン」をそれぞれ公表しました。いずれも、公平性、透明性、個人の尊厳・自律、アカウントビリティ、プライバシー保護などに関して言及しています。

#### 3.3 企業の取り組み

AIに関する法規制や政府、学会などの指針について、企業からは、個別事業の適法性や適正性の判断にあたり

■ 2018年	
● 1月	マイクロソフト Future Computed: AI とその社会における役割
● 6月	グーグル Google とAI : 私たちの基本理念
● 9月	IBM Everyday Ethics for Artificial Intelligence
● 9月	ソニー ソニーグループAI倫理ガイドライン
■ 2019年	
● 3月	富士通 富士通グループAIコミットメント
● 4月	NEC NECグループ AIと人権に関するポリシー
● 5月	J.Score AI活用ポリシー
● 5月	NTTデータ NTTデータグループAI指針

図2 AIに関する企業の取り組み（AI指針）

どの程度の取り組みが求められているのかわかりづらいといった指摘もなされています。

このような状況から、AI技術を有するテクノロジー企業を中心に自主的なルールを策定する動きがあります。マイクロソフト社やグーグル社など、米国巨大IT企業に始まり、日本企業にも広がっています（図2）。

## 4. NECの取り組み

### 4.1 NECグループ AIと人権に関するポリシー

NECは、AI技術群「NEC the WISE」や生体認証技術「Bio-IDiom」に代表される多くの先進的な技術を有しています。これらの技術が社会に受容されるためには、倫理や社会受容性への配慮が欠かせません。特に、顔照合をはじめとする生体認証技術は、プライバシー侵害のおそれに加え、人種差別の助長や大衆監視による表現の自由への萎縮なども含む人権侵害が問題視されています。

このような背景から、NECでは、2019年4月にAIの社会実装やパーソナルデータの利活用に関する自社の考えを明らかにし、NECグループが一丸となってこれら技術の課題に取り組むことを宣言するために「NECグループ AIと人権に関するポリシー」を策定、公表しました<sup>5)</sup>。具体的な指針として7つの項目を掲げており（図3）、ここではそのなかで代表的なものを紹介します。

まず、「AIと人権に関するポリシー」では、いわゆる深層学習AIに関連するものに限定せず、顔照合をはじめとする生体認証技術やパーソナルデータの利活用に関連するものもその対象に含めることを明記しています。また、その名称からも明らかのように倫理のなかでも人権尊重の考えを特に重視しています。

更に、透明性の一部として説明する責任を規定していま



図3 「NECグループ AIと人権に関するポリシー」が規定する7つの項目



図4 イベントのチラシにイラストを活用した告知文を掲載して配布した事例

す。これは、AIの社会実装やパーソナルデータの利活用に関し、生活者に正しく理解していただくために不断の努力を重ねることを明らかにするものです。例えば、人流分析を行うために来街者をカメラで撮影するケースでは、訪日外国人が多いエリアでは告知文の一部に外国語表記を行うことや、カメラ設置場所に告知文を掲載するだけでなく来街者に配布するイベントのチラシにも掲載する取り組みも行っています(図4)。

これらに加えて、「AIと人権に関するポリシー」では、お客様やパートナーがNECの技術を適正にご利用いただくことを目指す「適正利用」を規定しています。

#### 4.2 NECグループ内の取り組み

法律が予定していない領域(グレーゾーン)において、過度なリスク回避の考えは、新たなイノベーションを阻害するとともに事業機会をも喪失させてしまいます。NECは、「AIと人権に関するポリシー」を策定することにより人権尊重の考え方を最優先とし、利便性と安全性の調和をはかるための社内プロセス構築を目指しています。「AIと人

権に関するポリシー」に基づく事業別のガイドラインなどを策定するとともに、そのレビュープロセスを整備しています。また、個別の案件の性質によっては外部有識者の意見を求めることもあります。特に、顔照合技術に関しては、行政機関における利用を禁止する米国カリフォルニア州サンフランシスコ市の条例が施行されるなど環境変化のスピードが速いため、タイムリーに状況を把握し、ガイドラインなどに反映するように努めています。

更に、企画・設計段階から人権尊重の考え方を組み込むための研究、商品開発やNECグループ社員の意識向上にも取り組んでいます。外部有識者を招いた社内セミナーを定期的で開催するとともに、生体認証関連事業に携わる社員向けの個別セミナーも実施しています。これらに加え、NECグループ会社を対象とするWeb研修も行っています。

#### 4.3 NECによるグループ外での取り組み

NECグループでは、前述の社内の取り組みを外部に広げる活動を行っています。

例えば、産学連携の一環として、慶應義塾大学の研究機関である慶應義塾大学グローバルリサーチインスティテュート(KGRI)とともに調査研究を行っています。この取り組みのなかで、NECが提供するユースケースにおける人権、プライバシー上のチェックポイントのリスト化を目指しています。例えば、顔照合技術の関係では、プライバシーの観点からみて一般的に撮影されることを望まないような施設の近辺ではカメラ設置を原則禁止する項目などが含まれており、前述の社内ガイドラインにも同様の項目を組み込んでいます。

また、ESG(環境・社会・ガバナンス)視点の経営優先テーマであるマテリアリティに関するマルチステークホル

#### ■NECサステナビリティレポート2019抜粋

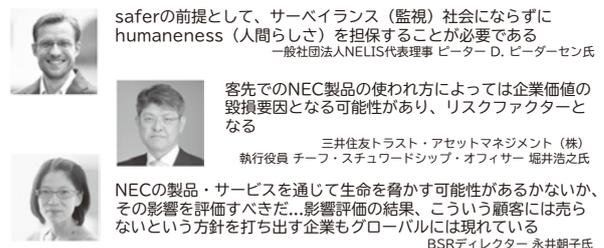


図5 マルチステークホルダーとの対話

ダー（中長期投資家、サステナビリティ経営専門家、大学教授、弁護士、NPO、消費者代表など）との対話を定期的に開催しています。2019年4月に実施した対話会では、外部有識者から「AIと人権に関するポリシー」の実践に向けた助言を受けています（図5）。更に、2019年度からは、AIの社会実装とパーソナルデータの利活用に関する外部有識者から構成される「デジタルトラスト諮問会議」を設置し、議論を深めています。

なお、NECでは、マテリアリティの1つとして、「社会受容性に配慮したプライバシー」を特定し、その取り組み状況をサステナビリティレポート<sup>6)</sup>に開示しています。

## 5. まとめ

NECは、「AIと人権に関するポリシー」を策定し、新たな技術に関する人権尊重の考えを最重要なものとして位置付けることを明文化するとともに、社外ステークホルダーとの緊密なコミュニケーションを通じた施策を推進しています。NECは、お客様やパートナー含めて人権尊重の考えを中心とする倫理的な技術の利活用を促進することにより、すべての人々が安心してデジタルの恩恵を享受できるデジタルインクルーシブな世界を実現していきます。

\*マイクロソフトは、米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標です。

\*Googleは、Google LLC.の商標です。

\*IBMは、米国International Business Machines Corporationの商標です。

\*富士通は、富士通株式会社の登録商標です。

\*J.Scoreは、株式会社J.Scoreの登録商標です。

\*NTTデータは、日本電信電話株式会社の登録商標です。

\*その他記述された社名、製品名などは、該当する各社の商標または登録商標です。

## 参考文献

- 1) NEC プレスリリース：NECのAI技術が、三菱UFJ銀行の「住宅ローンQuick審査」サービスに採用、2018.10  
[https://jpn.nec.com/press/201810/20181004\\_04.html](https://jpn.nec.com/press/201810/20181004_04.html)
- 2) 内閣府：「人工知能と人間社会に関する懇談会」報告書、2017. 3  
[https://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/ai/summary/aisociety\\_jp.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/ai/summary/aisociety_jp.pdf)
- 3) 三部 裕幸：企業における経営課題としての「AIと倫理」、OKIテクニカルレビュー、第233号 Vol.86 No.1, 2019.5  
[https://www.oki.com/jp/otr/2019/n233/pdf/otr233\\_r02.pdf](https://www.oki.com/jp/otr/2019/n233/pdf/otr233_r02.pdf)
- 4) 山本 龍彦 編：AIと憲法、日本経済新聞出版社、2018.8
- 5) NECグループ AIと人権に関するポリシー、2019.4  
<https://jpn.nec.com/press/201904/images/0201-01-01.pdf>
- 6) NECサステナビリティレポート2019、2019.7  
[https://jpn.nec.com/csr/ja/pdf/2019\\_report.pdf](https://jpn.nec.com/csr/ja/pdf/2019_report.pdf)

## 執筆者プロフィール

### 鮫島 滋

デジタルトラスト推進本部  
エキスパート

### 澤近 俊輔

デジタルトラスト推進本部  
エキスパート

### 山田 徹

デジタルトラスト推進本部  
マネージャー

## 関連URL

「NECグループ AIと人権に関するポリシー」を策定  
～AI・生体情報などデータ利活用時においてプライバシーへの  
配慮・人権尊重を最優先し事業を推進～

[https://jpn.nec.com/press/201904/20190402\\_01.html](https://jpn.nec.com/press/201904/20190402_01.html)

# NEC 技報のご案内

NEC 技報の論文をご覧くださいありがとうございます。  
ご興味がありましたら、関連する他の論文もご一読ください。

NEC技報WEBサイトはこちら

NEC技報 (日本語)

NEC Technical Journal (英語)

## Vol.72 No.1 新たな社会価値を生み出すAI特集

新たな社会価値を生み出すAI特集によせて  
AIとデータ活用によるデジタライゼーションの拡大

### ◇ 特集論文

#### AIの社会実装に向けた取り組み

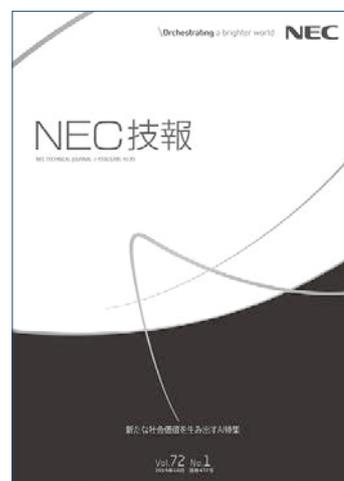
「NECグループ AIと人権に関するポリシー」とその実践に向けた取り組み  
AI時代の人材育成

#### デジタルトランスフォーメーションを加速するAI活用サービス・ソリューション

「みんなで創るAI」を支えるNEC Advanced Analytics Platform (AAPF)  
物体指紋認証技術による個人識別機能の活用  
画像処理コントローラへのディープラーニング活用による外観検査ソリューション  
通信予測制御技術を活用した車両の遠隔監視ソリューション  
働き方改革や健康経営を支える「NEC感情分析ソリューション」  
オフィスのセキュリティと利便性を向上する「顔認証ソリューション for オフィス」  
業務自動化・省力化を実現する自動応答ソリューション (AIチャットボット) の概要  
ビジネス創造へのワークシフトを加速するソリューション (AI for Work Shift Support) の概要と実証事例  
AIを有効活用する「NEC Energy Resource Aggregation クラウドサービス」  
容体変化予兆検知技術による早期退院支援の取り組み  
予防・健康領域に対するデータ利活用による効果的なアプローチ  
AIを活用したインサイトマーケティング事業の共創  
時代のムードを味わえる「あの頃はCHOCOLATE」の開発

#### 人とともに未来を創る最新のAI技術

あらゆる小売商品を認識可能にする多種物体認識技術  
ネットワークインフラを活用して実世界を見える化する光ファイバセンシング技術  
熟練者の意思決定を模倣する意図学習技術  
グラフベース関係性学習 (GraphAI)  
時系列データ モデルフリー分析技術  
社会インフラの最適運用を支援する論理思考AI  
少量データ向け深層学習技術  
AIを支えるコンピューティングプラットフォーム



Vol.72 No.1  
(2019年10月)

特集TOP